

別表3 (第6条関係)

主な助成対象外経費

| | | |
|--------|---|---|
| 全事業共通 | ① | 支給決定日より前に契約を締結しているもの |
| | ② | 消耗品(単価5,000円未満又は使用可能期間が1年未満の消耗品)。ただし、食事等の提供に係る食事代を除く。 |
| | ③ | 間接経費(税金等の公租公課、振込手数料等) |
| | ④ | 中古品の購入費 |
| | ⑤ | 電気代、ガス代、水道代、通信回線費等 |
| | ⑥ | 他の事業と助成事業とに明確に区分できない経費 |
| | ⑦ | 現金又は口座振込以外の方法により支払われた経費。 ただし、売主側の事情により上記の支払方法が選択できず、やむを得ず法人名義のクレジットカードにより支払う場合を除く。 |
| | ⑧ | 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族(三親等以内。以下同様)が経営する会社等)、代表者の親族(個人)との取引 |
| | ⑨ | 自社の売り上げとなる経費 |
| | ⑩ | 2か年以上にわたり実施する事業で、実施する事業及び経費が各年に区分できないもの |
| | ⑪ | 解約時の解約手数料、違約加算金等 |
| | ⑫ | 各種保険料 |
| | ⑬ | 事業主の負担割合が50%未満の費用 |
| | ⑭ | 購入時等にポイントカード等の利用により付与されるポイント分 |
| | ⑮ | 見積書、契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細等の経費関係帳票類が不備のもの |
| | ⑯ | 社会通念上助成対象とすることがふさわしくないと理事長が判断した経費 |
| 住宅の借上げ | ① | 敷金、保証金 |
| | ② | 生活に必要な備品の取得又はレンタル費用 |
| | ③ | 引っ越し費用 |
| | ④ | 入居時又は退去時の清掃代、鍵交換代等 |
| | ⑤ | 駐車場代、駐輪場代 |
| | ⑥ | 住宅の購入又は建設費用 |
| | ⑦ | 既存住宅の改修費用 |
| | ⑧ | 別表1「住宅の借上げ」2(3)の要件に該当しない者が入居する期間に係る費用 |

別表3（第6条関係）

| | | |
|-------------|---|--|
| 食事等の提供 | ① | 会議室等に備えておく軽食等の購入費用 |
| | ② | 宴会等、娯楽性の強い食事費用 |
| | ③ | 会社外で提供される食事に係る費用（例：食堂、レストラン、キッチンカー、小売店の購入品等） |
| | ④ | 食堂、キッチン等の新設又は改修費用 |
| | ⑤ | ランチバウチャー等の金券手配費用 |
| 健康増進サービスの提供 | ① | 娯楽性の強いスポーツイベント等に係る経費（例：ボーリング大会、ゴルフ等） |
| | ② | 人間ドックの受診費用 |
| | ③ | 各種予防接種の接種費用 |
| | ④ | 健康診断の結果に対する二次検診費用 |
| | ⑤ | スポーツジムの利用費 |
| | ⑥ | 健康管理に資する資格の取得支援費用 |
| | ⑦ | マッサージ、美容エステの利用費 |
| | ⑧ | サプリメント、栄養ドリンク等の購入費 |

※ 特に注意を要する助成対象外経費を列挙したものであり、上記に記載がないものでも、助成対象経費（別表2）に該当しないものは助成対象外。